

1. 事業の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）により放出された放射性物質による環境の汚染が生じ、当該地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

このため、放射性物質による環境の汚染への対処に関する国等の責務を明らかにするとともに、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が平成23年8月に成立し、平成24年1月から本格施行される。

特措法の施行を受けて、環境大臣及び都道府県知事等は、事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定すること及び同計画を実施すること等が求められている。

特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、本事業では、

- ① 除染特別地域の生活圏における除染
- ② 除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理
- ③ 線量が相当高い地域における除染実証事業
- ④ 地方公共団体における除染活動等の支援
- ⑤ 除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション

等を行う。

2. 事業の概要

- ① 除染特別地域の生活圏における除染

放射性物質により汚染された住宅、公共施設、森林、農地等の除染を実施する。

- ② 除染に伴い発生する除染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理

除染等に伴って発生する汚染土壌等を、中間貯蔵施設に搬入する前に一時的に保管する仮置場を設置し、一時的に保管する。

- ③ 線量が相当高い地域における除染実証

現在のところ、空間線量が20mSv/年を大幅に超える地域における除染技術に関する知見が十分に得られていない。このため、同地域における除染に有効かつ適用可能な技術に関する知見を得るため、同地域において実証事業を実施する。

- ④ 地方公共団体における除染活動等の支援

地方公共団体等が行う生活圏における除染事業や比較的線量が低い地域

において、側溝、雨どい、学校、公園など、局所的に高線量を示す箇所の除染等を支援する。

⑤ 除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション

放射性物質に関する正確な知識の普及及び国等が実施する除染等に関する正確な情報の発信を通して、除染後の地域の住民の安心の確保を図る。

3. 積算

① 除染特別地域の生活圏における除染（41,938百万円）

② 除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌等の管理（50,819百万円）

③ 線量が相当高い地域における除染実証事業（1,133百万円）

④ 地方公共団体における除染活動等の支援（104,723百万円）

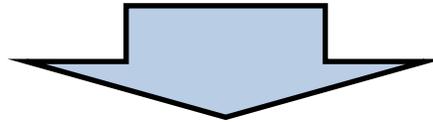
⑤ 除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション（1,029百万円）

⑥ その他経費（19百万円）

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

【目的】

- ・東日本大震災に伴い、被災地域の住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている状況
- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という)」が平成23年8月に成立し、平成24年1月から本格施工される予定
- ・特措法の施行を受けて、環境大臣及び都道府県知事等は、事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定すること及び同計画を実施すること等が求められている



【事業概要】～特措法を迅速に実施し、事故による汚染を除去するために～

- ①除染特別地域の生活圏(住宅、公共施設、森林、農地等)における除染
- ②除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌の管理
- ③線量が相当高い地域における除染実証事業(空間線量が20mSv/年を大幅に超える地域の除染技術に関する知見の集積)
- ④地方公共団体における除染活動等の中で、局所的に高線量を示す箇所の除染等を支援
- ⑤除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション